

求 職 活 動 申 立 書

千代田区長 殿
千代田区教育委員会 殿

求職活動について、下記の通り申し立てます。

①現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 現在、求職活動を行っている。 (→②、③、④に記入、下部に署名してください) <input type="checkbox"/> 保育所等に入所後、求職活動を開始する予定である。 (→②、⑤に記入、下部に署名してください)		
②求職活動の頻度 (予定)	(週 日・1日 時間) ※求職要件の認定には週3日以上かつ1日4時間以上の求職活動が必要です。 就労要件も同じく週3日以上かつ1日4時間以上の就労が必要です。		
③求職活動の内容	<input type="checkbox"/> ハローワーク (職業安定所) に行っている。(週 回程度) <input type="checkbox"/> ハローワーク (職業安定所) 以外の就職支援サービスを受けている。 ※登録機関名称 () <input type="checkbox"/> 職業訓練校に申し込んでいる、申し込む予定である。 (在学中の方は就学要件での申し込みとなります) <input type="checkbox"/> 会社説明会に参加し、採用試験を受けている。 ※最近1か月の状況 (会社説明会 回/面接 回) <input type="checkbox"/> 求人情報誌 (チラシ、広告など) など仕事を探している。 <input type="checkbox"/> 起業のための準備を進めている。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
④求職活動中であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/> ハローワークカード <input type="checkbox"/> 就職斡旋機関登録画面 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> その他 () } ※写しを添付		
⑤求職活動の内容 (予定)	()		
<p>上記の内容に相違ありません。</p> <p>私は、早期の就労努力をし、就労後は必ず就労証明書 (週3日以上、1日4時間以上) を提出します。 求職要件による認定から3か月以内に就労を開始しなかった場合もしくは就労証明書を提出しなかった場合は、認可保育所等の退所、または認証保育所等における保育料減額補助や無償化の対象外となっても異議はありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所..... 申立者 氏名.....</p>			
児童名		在園または第1希望園名	

※求職活動中の方の給付認定の有効期間は、認定日から3か月です。
 求職活動予定の方については、保育所等への入所決定後、入所から3か月間の認定証を発行します。